

岐阜県警察企画審議委員会規程（昭和43年10月1日岐阜県警察訓令第15号）

改正 昭48県警察訓令第7号、昭51県警察訓令第7号、昭57県警察訓令第15号、平13県警察訓令第21号
平19県警察訓令第14号、平22県警察訓令第11号

（設置）

第1条 岐阜県警察本部に岐阜県警察企画審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会において企画審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 県警察運営上の重要事項で、総合企画又は総合調整を必要とするもの
- (2) 岐阜県警察で立案する条例、規則、規程、告示及び訓令。ただし、その内容が軽易又は形式的なものを除く。
- (3) その他特に必要と認められるもの

〔昭48県警察訓令第7号平19県警察訓令第14号・本条一部改正〕

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、警務部長をもって充てる。

3 委員は、各部長（警務部長を除く。）、警務部参事官兼首席監察官、総務室長、警察学校長及び組織犯罪対策統括官をもって充てる。

〔昭48県警察訓令第7号昭51県警察訓令第7号昭57県警察訓令第15号平13県警察訓令第21号・本条一部改正〕

（委員長）

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 委員長に事故があるときは、総務室長がこれを代理する。

〔昭57県警察訓令第15号・本条一部改正 平19県警察訓令第14号・2項一部改正〕

（専門部会）

第5条 委員長は、企画審議事項について特に予備的に審議し、又は調査、研究、計画及び立案を行う必要があると認めるときは、委員会の補助機関として専門部会を設ける。

2 専門部会は、警部以上の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の職員のうちから、委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、所属長のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、専門部会において予備的に審議し、又は調査、研究、計画及び立案を行った事項について必要により本部会議に付し意見を徴する。

〔昭48県警察訓令第7号・本条追加、平19県警察訓令第14号・1項2項4項一部改正〕

（招集）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門部会は、委員長の命を受け、部会長が招集する。

〔昭48県警察訓令第7号・本条一部改正〕

（他の機関の職員の出席要請）

第7条 委員長は、必要に応じ、審議事項に関する適切な指導助言を得るため、他の機関の職員に対し、委員会又は専門部会への出席を要請する。

〔昭48県警察訓令7号・本条追加、平19県警察訓令14号・本条一部改正〕

(審議に代る回議)

第8条 緊急を要する事項については、委員の過半数に回議して委員長の決定を受け、委員会の審議に代えることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、警務課において処理する。

2 専門部会の庶務は、委員長が専門部会設置の都度指定する事務局となる所属において処理する。

3 委員会において審議を要する事項については、あらかじめその要旨を警務課に提出するものとする。

〔昭48県警察訓令7号・本条一部改正、平19県警察訓令14号・2項一部改正〕

附 則

1 この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

2 岐阜県警察企画審議委員会規程（昭和37年岐阜県警察訓令第6号）は廃止する。

附 則 〔昭和48年4月18日岐阜県警察訓令第7号〕

この訓令は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則 〔昭和51年4月1日岐阜県警察訓令第7号〕

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 〔昭和57年9月15日岐阜県警察訓令第15号〕

この訓令は、昭和57年9月15日から施行する。

附 則 〔平成13年5月1日岐阜県警察訓令第21号〕

この訓令は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 〔平成19年3月22日岐阜県警察訓令第14号〕

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 〔平成22年4月2日岐阜県警察訓令第11号〕

この訓令は、平成22年4月5日から施行する。